

## 千葉市職員措置請求（17千監第30号）に係る監査の結果について

1 請求人 (略)

2 請求日 平成17年5月19日(木)

3 請求内容

2004年10月26日、千葉市長は独占禁止法違反行為により損害を被った78社に損害賠償請求を行ったが、その後、平成17年第1回定例市議会に損害賠償金及び遅延損害金の履行期限の延長及び遅延損害金の減免を内容とする和解案を提案し、当該和解案は原案どおり可決、承認された。しかし、当該和解案には合理性、公益性は無く、談合を排除する千葉市の施策に反し、市長の裁量の範囲を超えて決定した市長には重大な誤りがあり、地方自治法第240条、同施行令171条の6、地方財政法第8条に反することは明白であり、議会の承認を受けたことをもってしても違法の疑いは免れない。よって当該業者との和解の差止め、もしくは、和解が成立している場合には、減免による千葉市の損害を千葉市長に補填させることを求める。

4 監査結果

住民監査請求に基づく監査及び勧告に係る決定については、地方自治法第242条第8項において、監査委員の合議によるものと規定されている。

本件監査請求については、審議の結果、最終的な意見の一致をみることができず、合議に至らなかったため、監査の結果を出すことができなかった。

(参考)

和解契約が妥当か否かについての監査委員の意見の要旨

(1) 和解契約が妥当である旨の意見

紛争の長期化によって予想される様々な市の損失を回避するという総合的な観点からすれば、契約内容は全体として市長の裁量の範囲内にあるものと考えられ、また、議会での審議を経たうえで議決されていることも考え合わせると、和解契約に合理性があるものと判断される。よって、請求人の主張する地方自治法第240条、同法施行令第171条の6、地方財政法第8条の規定は問題となることはないものである。

(2) 和解契約の必要性、有用性を認める判断をすることができない旨の意見

市の損害賠償請求に対し、債務者がこれを争ったことを示す資料は見当たらず、従って、地方自治法第240条、同法施行令第171条の6の規定に準拠しない和解をする必要性、有用性を認める判断をすることはできない。仮に債務者が市の算定した損害額を争うなら、司法の判断を求めて訴訟を提起し、そのうえで、裁判所の勧告により和解することまで回避する必要はない。当局は「地方自治法施行令第171条の6の適用をしたわけではないから立証の必要なし」としているため、債務者に資力の十分な場合もあり得ることを前提としなければならない。このような債務者に対し、和解内容の一つである履行期限の最長10年の延長及び分割納付、その間の利息が年1.6%という譲歩がなされたとすれば、それは相当とは言えない。